

# 衆議院法務委員会ニュース

平成 28.12.13 第 192 回国会第 16 号

12 月 13 日（火）、第 16 回の委員会が開かれました。

## 1 民法の一部を改正する法律案（内閣提出、第 189 回国会閣法第 63 号）

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第 189 回国会閣法第 64 号）

・金田法務大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）独立行政法人都市再生機構理事 伊藤 治君

（質疑者及び主な質疑内容）

### 今野智博君（自民）

- ・本法案第 465 条の 10 の契約締結時の情報提供義務について、主たる債務者の財産状況に関し、どの程度の誤認があった場合に、保証人は、当該保証契約を取り消すことができるのか、法務省の見解を伺いたい。
- ・本法案第 458 条の 3 の主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報提供義務について、債権者が保証人に発出する通知は、到達主義が採られるのか、また、通知が保証人に到着しなかった場合、どのような手続が用意されているのか、伺いたい。
- ・本法案第 466 条の 2 の譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者の供託について、供託した債務者が遅滞なく譲渡人及び譲受人に供託の通知を行わなかった場合、債務者はどのような責任を負うことになるのか、法務省の見解を伺いたい。

### 吉田宣弘君（公明）

- ・現行民法には、意思無能力者の法律行為に関する明文規定はなく、解釈で当該法律行為が無効とされていることについて、確認したい。また、現行民法では、要素の錯誤による意思表示は無効とされているが、本法案において、これを無効から取消しに改めた趣旨を伺いたい。
- ・無権利者に対する弁済は無効か、また、無権利者に対する弁済の効力に関する規定が現行民法及び本法案に存在しない理由を伺いたい。
- ・窃取したキャッシュカードを利用して、ATM から金銭が引き出された場合における、預金者及び金融機関の民法上及び特別法上の法律関係について、法務省及び金融庁の見解を伺いたい。

### 枝野幸男君（民進）

- ・本法案第 541 条では、債務者の帰責事由の有無を問わずに契約を解除できることとしているが、労働関係の各法

令の適用がない請負的就業について、債務者の帰責事由の有無を問わずに解除することは許されるのか、また、このような改正を行うこととなった経緯について、伺いたい。

- ・相手方からの表示が事実と異なっていたために動機の錯誤に陥ったが、詐欺等までは至っていないような場合は、より緩やかに取消しができるようにすべきと考えるが、このような規定を設けなかった理由及びこの場合、どのように実態に合った解決が図られるのか、法務省に伺いたい。
- ・不法行為を原因とする債権を受働債権とする相殺の禁止について、本法案第 509 条で規定する以外にも同条に準じて相殺を認めるべきでないケースが将来生ずるのではないかと懸念があるが、同条に準ずるケースについて、解釈上、相殺が制限されることはあるのか、法務省の見解を伺いたい。

### 逢坂誠二君（民進）

- ・本法案では、いわゆる暴利行為の明文化が見送られたが、これを明文化するためにはどのような課題があり、どうすればその課題が乗り越えられるのか、法務省の見解を伺いたい。
- ・「公益」に反する法律行為は公序良俗に関する民法第 90 条の規定により無効となるという解釈は可能なのか、法務省の見解を伺いたい。
- ・本法案は問題があると思われる事項があり、その部分については、無理をして急がなくてもよいと考えているが、法務省の見解を伺いたい。

### 井出庸生君（民進）

- ・債務不履行による損害賠償の免責事由の有無の判断についての考慮要素とされる「契約その他の債務の発生原因」と「取引上の社会通念」の関係性に関して、法制審議会における議論の過程で、両者が並立するもの

であるとの理解の上、合意されたのか、伺いたい。

- ・本法案第415条に「契約その他の債務の発生原因」と「取引上の社会通念」の考慮要素が明記されたことについて、12月9日の当委員会で、債務不履行責任が無過失責任に変わることはないが法務省民事局長が答弁したが、本当にそのように言い切れるものなのか、改めて伺いたい。
- ・定型約款に関する本法案第548条の2について、これを推定規定ではなく、みなし規定としたことで、訴えが提起されない限りは画一的処理ができることによるメリットがあるかもしれないが、個別の契約について訴えを提起する消費者にとっては、裁判において、みなし規定を理由に訴えが却下されかねないのではないかとと思うが、法務省の見解を伺いたい。
- ・個人事業主の配偶者を個人保証の制限の例外とする本法案第465条の9第3号において、「配偶者」の文言を使わずに、「共同して事業を行う」、「事業に現に従事している」といった文言をより具体化することで制限の必要性を判断するようにした方が、基本法としての民法の在り方として望ましいのではないかとと思うが、法務省の見解を伺いたい。

#### **畑 野 君 枝君（共産）**

- ・賃貸借について、敷金及び賃貸借の終了時における賃借物の原状回復義務に関する規定を設けた趣旨について、法務大臣に伺いたい。
- ・国土交通省が作成した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」（平成23年8月）における原状回復に関する記述が、本法案の改正の趣旨に沿うものであるか伺いたい。
- ・本法案や国土交通省のガイドライン等を踏まえると、独立行政法人都市再生機構の契約書に記載されている原状回復義務の内容が、賃借人にとって負担が大きいものであり、見直しが必要であると考えているが、都市再生機構の見解を伺いたい。

#### **木 下 智 彦君（維新）**

- ・今後、経済・社会情勢の変化を踏まえた政策の方向性に応じて、民法の改正を検討していくことについて、法務大臣の見解を伺いたい。